

概要版

小浜市障がい者(児)福祉計画

令和3(2021)年3月

小浜市



1 | 計画の目的 第1章

障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、総合的な施策の展開が求められています。そのため、具体的で実行性のある支援を行うことを目的として、本計画を策定します。

2 | 計画の位置づけ 第1章

〔根拠法〕

- ・市町村障害者計画
障害者基本法（第11条）に基づく障がい施策に関する基本的な計画です。
- ・市町村障がい福祉計画・障がい児福祉計画
障害者総合支援法（第88条）および児童福祉法（第33条）に基づき3年ごとに策定します。

3 | 計画の期間 第1章



4 | 小浜市の現状 第2章

	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	増減率※1
身体障害者手帳	1,538	1,546	1,541	1,511	1,505	-2.1%
療育手帳	243	245	245	254	253	4.1%
精神障害者保健 福祉手帳	170	182	189	200	218	28.2%
自立支援医療 (精神通院)受給者証	319	324	349	359	373	16.9%
難病※2	267	277	244	241	264	-1.1%

■手帳所持者数等の推移（各年3月31日現在）

※1 平成28年と令和2年の手帳所持者数の増減率

※2 特定疾患医療受給者および小児慢性疾患医療受給者の合計
資料：福井県、福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

5 | アンケート・ヒアリングによる主な意見 第2章

	施策の推進		
障がい者	公共交通機関の不足およびバリアフリーの整備	障がいに対する理解促進（学校・職場・外出先など）	気軽に相談できる体制の整備
障がい児	専門家による子育て相談（医師・保健師など）	就学・進学などの進路選択に関する相談支援	子育て経験者からの体験談や情報提供
事業所等	親亡き後の心配および住まいの確保（グループホーム等）	児童サービスの需要に対する提供量の不足（放課後等デイサービス）	日中活動系サービスの充実（生活介護、就労B型等）

6

基本理念 第3章



7

計画の体系 第3章

基本理念	基本目標	基本方針	施策
だれもが自分らしく暮らせる共生のまちづくりの実現	【目標Ⅰ】 安全で安心して暮らせるまちづくり	1 情報提供の充実	(1) 情報のバリアフリー化の推進 (P30) (2) 意思疎通支援事業の充実 (P31)
		2 生活環境の整備	(1) 住宅改善の促進 (P32) (2) バリアフリーのまちづくりの推進 (P33) (3) 移動の自由の確保 (P33)
		3 防災対策の充実	(1) 緊急時・災害時の対策の推進 (P34) (2) 日常生活における安全・安心対策 (P34)
		4 感染症対策の強化	(1) 関係機関との連携強化 (P35) (2) 情報提供の充実 (P35)
		5 差別解消・権利擁護の推進	(1) 障がい者差別解消への取組みの充実 (P36) (2) 権利擁護施策の充実 (P37)
	【目標Ⅱ】 自立した生活を送れる支援体制づくり	1 地域生活の支援	(1) 在宅福祉サービスの充実 (P38) (2) 入所施設・病院から地域生活への移行推進 (P39) (3) 相談支援体制の整備 (P39) (4) 経済的支援の充実 (P40) (5) 総合的な支援体制の構築 (P40)
		2 保健・医療の充実	(1) 障がいの早期発見・予防 (P41) (2) 医療とリハビリテーションの充実 (P41) (3) 保健医療サービスの充実 (P42) (4) 精神保健福祉の推進 (P42)
		3 教育・育成	(1) 就学前療育、保育の充実 (P43) (2) 学校教育との連携の充実 (P44) (3) 保育・教育における支援体制の充実 (P44)
	【目標Ⅲ】 就労や社会参加による生きがいづくり	1 文化芸術・スポーツ活動の促進	(1) スポーツ活動の振興 (P45) (2) 文化・芸術活動の充実 (P45)
		2 雇用・就業支援施策の推進	(1) 一般就労の促進・支援 (P46) (2) 就労支援事業の充実 (P47) (3) 福祉就労の促進 (P47) (4) 企業等に対する啓発の推進 (P47)

1

令和5年度までに取り組む目標 ▶ 第5章（障がい福祉計画） 第6章（障がい児福祉計画）

障がい福祉計画

障がい児福祉計画

項目	国の基本指針	目標値および取組み
福祉施設入所者の地域への移行	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度実績を基準に令和5年度末までの目標値を以下のとおり設定します。 <ul style="list-style-type: none"> 施設入所から地域移行者 3人 施設入所者削減数 1人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> 精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数316日以上 精神病床における1年以上の長期在院者数を国推計式により設定する。 精神病床における早期退院率 入院後3ヶ月時点 69%以上、6ヶ月時点 86%以上、1年時点 92%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 県が算出した目標値を基準として、関係機関で構成する協議の場において、地域包括ケアシステムの構築を目指します。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等について、面的な体制を継続確保するとともに、事業内容について、自立支援協議会の専門部会で年1回以上検証および検討を行います。
福祉施設から一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に一般就労へ移行する者の目標値の設定（令和元年度実績に対する倍率） <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設利用者 1.27倍以上 就労移行支援利用者 1.30倍以上 就労継続支援A型 1.26倍以上 就労継続支援B型 1.23倍以上 令和5年度における就労定着支援の利用者数 一般就労に移行する者のうち7割 令和5年度における就労定着支援の就労定着率 就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度実績を基準に令和5年度末までの目標値を以下のとおり設定します。 【福祉施設から一般就労への移行者】 <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設利用者 7人 就労移行支援利用者 4人 就労継続支援A型利用者 2人 就労継続支援B型利用者 2人 就労定着支援利用者 5人 就労定着支援の実施事業所の確保に努めます。
相談支援体制の充実・強化等【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言や人材育成のための支援、連携強化の取組みについて、基幹相談支援センターを中心に実施します。 相談支援事業所の情報共有の場を確保し、相談支援体制の充実を図ります。 総合的・専門的な相談支援ができるよう、他分野との連携強化を図ります。
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みにかかる体制の構築【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市職員が研修等へ積極的に参加し、適切なサービス提供に努めます。 適切な請求事務の指導を行います。 審査結果の分析と活用を行い、必要なサービス量の確保に努めます。
障がい児支援の提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置する。 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保する。 令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターは設置済です。 保育所等訪問支援を利用できる体制は構築済です。 重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は確保済です。 重症心身障がい児および医療的ケア児の支援体制構築のため、協議の場は設置済です。 医療的ケア児等コーディネーターの配置の検討を行います。

2 | 各サービスの実績と見込量 第5章

サービス名	内容	単位	令和元年度 実績	令和5年度 見込量
居宅介護	ヘルパーがお伺いし、自宅において、入浴、排せつ、食事などの手助けや掃除、洗濯などを行います。また、通院のときに付き添いもします。	人/月	120	90
		時間/月	1,344	1,200
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。	人/月	1	1
		時間/月	32	140
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	人/月	0	0
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。	人/月	14	13
		時間/月	213	100
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	人/月	0	0
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	人/月	27	30
		人日/月	73	90
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。	人/月	7	7
		人日/月	214	215
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産的活動の機会を提供します。	人/月	88	100
		人日/月	1,515	1,800
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。	人/月	0	0
		人日/月	0	0
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。	人/月	2	2
		人日/月	60	60
宿泊型自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。	人/月	2	2
		人日/月	60	60
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	人/月	11	10
		人日/月	103	120
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	人/月	54	50
		人日/月	961	950
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	人/月	106	120
		人日/月	1,512	2,040
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者の就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため、事業所や家族との必要な連絡調整や指導・助言等を行います。	人/月	0	3
		人日/月	0	3
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	人/月	59	55
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	人/月	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。	人/月	47	45
計画相談支援	相談支援専門員が、障がい福祉サービスの利用者の心身の状況や環境、サービス利用に関する意向を聞き取り、円滑なサービス利用のために計画を作成します。	人/月	285	300
地域移行支援	病院や施設入所をしている18歳以上の人（地域生活移行のための支援が必要と認められる人）に、相談支援専門員が相談による不安解消や住宅の確保、関係機関との調整、その他必要な支援を実施します。	人/月	1	3
地域定着支援	居宅において単身で生活をしている人に、相談支援専門員が常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を実施します。	人/月	3	3

3 | 地域生活支援事業の見込量 第5章

必須事業		内容	単位	令和元年度実績	令和5年度見込量
理解促進研修・啓発事業		地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。	実施の有無	実施	実施
自発的活動支援事業		地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。	実施の有無	実施	実施
相談支援事業	相談支援（一般相談）	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。	か所	2	2
	基幹相談支援センター等機能強化事業		設置の有無	設置	設置
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		実施の有無	未実施	実施
成年後見制度利用支援事業		障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者および精神障がい者に対し、成年後見制度の利用支援を行い、知的障がい者および精神障がい者の権利擁護を行います。	人/年	0	1
成年後見制度法人後見支援事業		法人後見活動を支援するために、実施団体への研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。	実施の有無	検討	検討
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障がい者等との意思疎通の円滑化を図ります。	件/年	7	15
	手話通訳者設置事業		設置の有無	設置	設置
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具		件/年	2	2
	自立生活支援用具		件/年	2	3
	在宅療養等支援用具	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。	件/年	2	2
	情報・意思疎通支援用具		件/年	3	5
	排せつ管理支援用具		件/年	861	900
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）			件/年	0	1
手話奉仕員養成研修事業		手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。	人/年	9	6
移動支援事業		社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出について、個別の移動支援を行います。	人/年 時間	56 1,465	50 1,500
地域活動支援センター事業		創作的活動または生産的活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。	か所	1	1
			人/年	474	500

任意事業		内容	単位	令和元年度実績	令和5年度見込量
訪問入浴サービス事業		移動入浴車により対象者の家庭等を訪問し、入浴、清拭および洗髪等の介助を行います。	人/月	2	2
日中一時支援事業		日中、事業所等において障がい者および障がい児に活動の場を提供し、見守りおよび社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。	人/月	21	20
知的障害者職親委託		知的障がい者に理解のある職親の下で、仕事をしながら生活・職業訓練を行うことを行います。	人/月	1	1
社会参加支援事業（スポーツ・レクリエーション活動等支援事業）		スポーツ大会やレクリエーションを通じて、体力増強、社会参加の促進を図ります。	実施の有無	実施	実施
社会参加支援事業（声の広報発行事業）		視覚障がい者等に対する声の広報を発行し、情報の提供することにより社会参加の促進を図ります。	実施の有無	実施	実施

4 | 障がい児福祉計画の見込量 第6章

障がい児支援	内 容	単 位	令和元年度 実績	令和5年度 見込量
児童発達支援	療育の必要性があると認められる未就学の児童に、日常生活の基本的な動作、集団生活の適応訓練などの支援を行います。	人/月	40	50
		人日/月	114	120
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援および治療を行います。	人/月	0	0
		人日/月	0	0
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設にて生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。	人/月	46	65
		人日/月	312	520
保育所等訪問支援	保育所や小学校などに通う、療育の必要性があると認められた児童に対し、当該施設を訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	人/月	33	36
		人日/月	16	36
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	人/月	0	1
障がい児相談支援	相談支援専門員が、障がい児等の環境や心身の状況などを聞き取り、児童福祉サービス利用のための計画を作成します。	人/月	86	105
発達障がい者（児）支援	内 容	単 位	令和元年度 実績	令和5年度 見込量
発達障がい者（児）支援 専門委員会の開催	毎年2回の開催を基本とし、保健・医療・福祉・教育の連携を深め、発達支援に関する取組みについて、協議を行います。	回/年	2	2
相談（個別・集団）の 開催件数	児童発達支援センターや子育て支援センターなどで行う専門職員による個別相談や集団相談会を実施します。	回/月	1	1
啓発セミナー開催	障がいに対する理解促進のためのセミナーを実施します。	回/年	1	1
ペアレントプログラムの 参加者数	保護者のストレスを軽減し、子どもに対して前向きな子育てができるコツや工夫を学んでいただきます。	人/年	8	8
ペアレントメンターの人数	発達気がかりな子の子育て経験をもつ方にペアレントメンターとして活動してもらうための育成を行います。	人	6	8
ピアサポートの参加者数	「ちち☆ははサポートクラブ」を開催し、ペアレントメンターによる相談や情報提供を行います。	人/年	10	15



小浜市障がい者(児)福祉計画 概要版
令和3(2021)年3月

発行：小浜市
編集：民生部 高齢・障がい者元気支援課
住所：〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号
TEL：0770-64-6012(直通)
FAX：0770-53-1016
E-mail：genki@city.obama.fukui.jp
URL：http://www1.city.obama.fukui.jp/

